

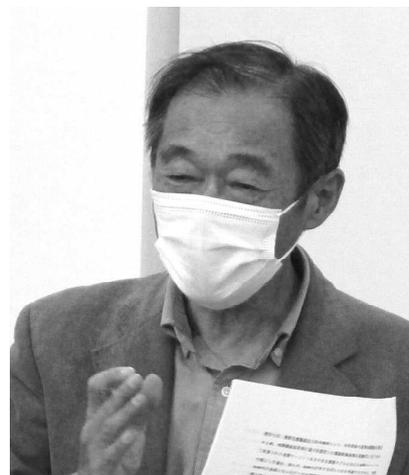
志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第32号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657、FAX 233-2244

原告団結成10年—廃炉への攻め、再稼働阻止への守りの態勢強化を

原告団長 北野 進

志賀原発を廃炉に!訴訟原告団の結成、提訴から10年が経過しました。2012年6月25日の原告団結成総会で私は「2017年で志賀(能登)原発の計画公表から50年、反対運動50年となります。これまでのたたかひの総決算として、志賀原発廃炉の決定打となる裁判にしていきたい」と決意を述べさせていただきました。提訴直後には敷地内断層問題が浮上し、「5年決着論」はさらに現実味を帯びたかと思いましたが、2018年以降、金沢地裁は「原子力規制委員会の判断を待つ」との姿勢に終始し、訴訟のフリーズ状態に忸怩たるものがあります。



その活断層問題の雲行きがここにきて怪しくなってきました。規制委・石渡明委員は昨年11月の現地調査後、「マイナス(からの審査)がゼロ(からの審査)になった」と述べました。現地調査では、2号機原子炉建屋を真っ二つに横切るS-4断層の活動性否定の根拠となったトレンチに疑問が示されるなど、新たに9項目の説明事項が提起されており、現在、北電は追加調査に追われています。敷地内の10本の評価対象断層の活動性を全て一点の曇りもなく否定でき

原告団総会のお知らせ

2022年度原告団総会を下記のとおり開催します。石川県内の新型コロナ感染が未だ予断を許さない状況を踏まえ、前回同様オンライン参加を併用して実施します。

◇日 時…**5月28日(土)**午後1時30分～4時(記念講演2時30分～予定)

◇会 場…石川県教育会館2階会議室(金沢市香林坊1-2-40)

◇記念講演「志賀廃炉への基本戦略—原子力防災・安全協定にも注目を—」(仮題)

講師:北野 進さん(志賀原発を廃炉に!訴訟原告団長)

(1) 密を避けて全体の参加者を約60名とし、原告・サポーターのZoom視聴を受付けます。とくに県外や能登地区など遠方の方はぜひご検討ください。Zoom参加をご希望の方は**5月25日**までにメールで事務局にお申込みください(原告団ホームページ⇒メッセージからメール送信できます)。

(2) 総会の10日前までに議案書および議決書を原告の方に郵送します。総会欠席の方(Zoom参加者を含む)は議決書に賛否・ご意見などを記入し、事前にFAXまたは郵送で事務局にお送りください(5月25日締切)。総会に参加する方は当日議決書を持参して意思表示してください。

事前送付いただいたご意見には総会で責任者が回答し、賛否とともに議決に反映します。

(3) 総会に出席される際は必ずマスクを着用ください。当日発熱のある方、体調の悪い方は参加をお控えください。

(原告団事務局)

るのか、決して容易^{たやす}い作業ではありません。「マイナスがゼロ」発言が具体的に何を意味するのか真意は不明ですが、敷地内断層が「活断層ではない」との結論ありきで今後の審査が進むとすればとんでもない茶番であり、抗議の声を上げていかなければなりません。

規制委の審査会合は、仮に敷地内断層の問題が「決着」したとしても、周辺活断層の評価や様々な安全対策に関わる80近い審査項目が残っています。最終結論（原子炉設置変更許可）は、北電が望む最も順調な展開^{たど}を辿ったとしても2～3年は要すると思われまふ。しかし、私たちとしては最悪の展開も想定しつつ、様々な対策を検討しておく必要があります。

仮に規制委が敷地内断層の活動性を否定しても、それをもって志賀原発が安全とは言えまふ。訴状でも記載している通り、原発のリスクは多岐にわたります。運転差止め、志賀廃炉に向けて弁護団と新たな対応を協議していきたいと思ひます。

一方、差止め判決を確定させるにはまだまだ時間がかかります。その間に再稼働を許すようなことがあってはならず、再稼働阻止へ守りの強化も重要でふ。鍵は原子力安全協定の拡大・強化であり、原子力防災体制の不備の徹底追及でふ。

現在、北電と安全協定を交わし、再稼働の同意権（拒否権）を持っているのは志賀町と石川県のみでふ。フクシマ後の原子力災害対策指針で氷見市の一部が原子力災害対策重点区域となった富山県は石井前知事同様、新田知事も立地県と同等の拒否権のある安全協定の締結を求めています。石川県内でも馳浩知事はじめ関係自治体の首長の顔ぶれがここ数年で大きく変わりました。立地自治体と同等の協定拡大に向け、自治体への働きかけも必要でふ。

「絵に描いた餅」である防災計画については、国が積極的に介入して「緊急時対応の取りまとめ」を行い、「原子力防災閣議が了承しなければ再稼働はない」と梶山経産大臣は国会で答弁しています。防災計画の実効性は再稼働の大きな争点でふ。今後たとえ「緊急時対応」が取りまとめられても、重大事故から住民のいのちや暮らしを守ることができません。防災計画の欠陥を指摘し、自治体や地域住民と広く共通認識を形成していくことが肝要でふ。

廃炉を目指す差止め訴訟の新展開への備えと、再稼働阻止という守りの強化、この攻守両面にわたる取り組みがこれからの原告団の活動の柱となります。加えて激変する国内外の情勢にも的確に対応していかなければなりません。新型コロナは私たちの日常を大きく変えました。ロシアのウクライナ侵攻は核兵器の脅威を現実化し、原発への武力攻撃という新たなリスクも突きつけました。原告団11年目以降の活動は、この10年の単純な延長線上にはありません。新たなたたかいを切り開くため、原告・サポーターの皆様のさらなるご支援をお願いします。

原発と戦争のない社会

原告 中村 照夫

■ 原発への武力攻撃

ロシアのウクライナ侵略で「原発への武力攻撃」が大きな問題となっています。まさかの原発攻撃は、一般市民を虐殺することやサイバー攻撃と併せて、戦争の「異常性」「非合理性」「残酷性」を見せつけたと言わなければなりません。「ミサイル攻撃」から原発を守るため自衛隊を派遣する案が浮上していますが、まったく無力でふ。「核ミサイル」は防ぎようがありません。



安全策は原発を無くすること以外にありません。

志賀原発を廃炉に！訴訟の、脱原発運動の、そして反核・反戦闘争の一層の強化・拡大で根絶していかなければなりません。

■ 永遠平和のために

18世紀に生きた哲学者は「永遠平和のために」を書きました。その中で、常備軍の廃止・軍隊不要論を唱えました。しかし、戦争が絶えません。これらの戦争（内戦）は第二次大戦の戦後処理に多くの遠因があり、その後も国家と国家の妥協しかありません。それらは一時の平和はもたしますが、「永遠

平和」はもたらしません。

20世紀のあるリーダーは「平和に関する布告」で、「無賠償、無併合、秘密外交の廃止」を唱え、国家間の戦争の無意味さを訴えました。私たちが手を繋ぐべきは「国家」ではなく隣の友人であり「民衆（労働者・市民）」なのです。戦争に反対すること、これが、戦争を止め、真の平和と自由を実現する力となるのです。

■ 「核兵器」は戦争を抑止しない

「核兵器で戦争を抑止する」という考えを肯定するNPT体制（核保有は五大戦勝国に限定、その代わり核軍縮を条件に付す）が1970年スタートしました。しかし、戦争と核保有国の拡大は止まりません。それは「核兵器が切り札」という考えから非核保有国が「核」を欲し、これを保有することによって米・欧や露・中の横暴に立ち向かえろと考えたからです。この流れを断ち切るはその国の民衆（労働者・市民）であり、核兵器に反対する私たちの声と運動しかありません。

■ 第三次世界大戦の危機

ロシアのウクライナ侵略は、ロシア軍による残虐非道な行為が日々伝えられており、絶対に許せません。これらに対し、ウクライナが置かれた歴史的、民族的、地理的な背景から「一致団結してロシア・プーチン（ウクライナ人にとっては、暴虐の限りつくした雷帝やスターリンを想起する）と戦う」頑強な精神が根付いており、いまや「レジスタンス」で反撃しています。プーチン政権が描いた「傀儡^{かいらい}政権樹立」は完全に破綻したといわなければなりません。

形勢挽回のため「使える核兵器」や地下室の民衆・兵士を効果的に殺傷できる生物・化学兵器の使用さえほのめかしています。米・欧諸国の軍事支援はま



すべてが破壊された首都キーウ近郊ブチャで(4/3)=AP=

ますます強化され、ウクライナ軍とロシア軍の戦いは、第三次（核）世界大戦の危機を内包していると言わざるを得ません。

■ 原発と戦争のない社会

原発と戦争のない社会を実現するには、政府の何たるか、資本主義社会とは、経済政策とは…現象や外見に惑わされることなく社会科学的に解明することがとても重要です。

最近の政府の動向をみると、国旗国歌、共謀罪、盗聴法、フクシマ原発被災者切り捨て、原発再稼働、尖閣列島国有化、戦争法（安保関連法）、集団的自衛権の行使、安保改定なき日米軍事一体化、重要土地規制法、マイナンバー、経済安保、国家警察化、敵基地攻撃能力の保持、核共有論、原発の自衛隊警備など、「戦争に向けた」動きばかりです。

政府がなぜそのような政策を掲げるのか、反対勢力はそのことを解明し批判すること、そして労働者・市民が立ちあがること、これが、悪逆非道の政府（及び立法、司法、行政）に代わる私たちの政府を作ることに関わると考えます。

年会費納入のお願い

志賀原発1、2号機の廃炉を求めて提訴したのは2012年6月、はや10年が経過しました。法廷で丁々発止の議論が交わされての長期裁判ならともかく、裁判所が自らの職務を全うせず、「活断層についての判断は規制委員会の判断待ち」という訴訟指揮は言語道断です。

大きな事件を扱う裁判はこれまで、長期裁判が当たり前のような時期もありました。いわゆる10年裁判と言われる裁判を私もいくつも経験してきましたが、志賀原発を廃炉に！訴訟のようにいたずらに時間だけが経過する裁判は初めてです。

早いもので2022年ももう三分の一が過ぎましたが、実に多くの事件が起きています。

筆頭に挙げられるのはロシアのウクライナ侵攻ですが、とりわけ原発への攻撃でした。テロ対策を予測しての特定重大事故対処施設対策を必要といたくらいですから、あってはなりません。ただ、原発への攻撃も予測される事態でした。ただ、声高に言わなっただけです。

二つ目に、能登半島で頻発する地震も「北陸大地震」の予兆かと立命館大学の高橋学特任教授は警戒を促しています。日本列島はいつ、どこで地震が発生してもおかしくない。国の地震調査委員会も「警戒と備えは怠らない方がいい」と記者会見で呼び掛けています。

コロナ禍の中で街頭行動や多人数での集会などの活動は21年度も大きな制約を受けましたが、ズームによる学習会をほぼ毎月開催してきています。22年度も工夫をしながら志賀原発廃炉の活動をしていきますので、今後ご支援とご協力をお願いいたします。（堂下 健一）

☆年会費…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（各1口以上）です。

同封の「払込取扱票」で郵便局から送金できます（ATM送金で手数料152円より）。

労組など組織として加入している場合は、所属組織の指示にしたがってください。

【富山訴訟第10回口頭弁論】

◇期日 6月15日（水）午後3時～

◇会場 富山地裁→富山弁護士会館（報告集会）